

## 第7回京都市人権文化推進計画（仮称）策定検討委員会

京都市市民生活センター

午前10時から正午まで

### 【事務局】

本日は、パブリック・コメントの結果をもとに、最終提言をまとめていただきたい。

早速、議事にお移りいただくが、本日の議事進行については、座長がご欠席のため、副座長をお願いしている。

### 【副座長】

座長は国連の規約人権委員会のニューヨーク会議への出席のため、委員会を欠席せざるをえず、各委員の先生方にくれぐれもよろしくとのことであった。

本日は最後の会議であり、中間まとめに対するパブリック・コメントをどのように提言に生かしていくかという作業を行いたい。

まず事務局から資料の説明をお願いします。

### 【事務局】

パブリック・コメントは全部で31件であり、幅広い年齢層の方から、提言の第1章から第4章までの幅広い項目についてご意見をいただいた。

それでは、皆様のお手許にお配りしている資料について説明する。資料1は、パブリック・コメントで寄せられた意見への対応であり、左側に各パブリック・コメント意見要旨を、右側にそれに対する対応案を記載した。この対応案については、パブリック・コメントの集約後、座長、副座長にご確認をいただき作成したものである。表の真ん中の記号であるが、二重丸の意見は、出された意見の全部または一部を提言に盛り込むことが適当ではないかと考えられるものであり、また、一重丸の意見は、意見の要旨が既に中間まとめにも取り込まれており、文章の変更までは必要ないのではないかと考えられるものである。また、三角記号の意見については、やや抽象的なご意見であったり、逆に、かなり個別、具体的にご意見のため、提言にそのままでは反映しにくいのではないかと考えられるものである。

全体的には、二重丸の意見はあまりたくさんなく、多くが一重丸である。つまり、この提言の中で既にある程度書かれているものが多かったということであり、これは市民の皆様の人権に関する考え方が当委員会の提言の内容とかなりの程度合致しているのではないかということではないかと思う。委員の皆様には、この対応の表をもとに提言をまとめていただきたいと考えている。

資料2は、資料1の意見を反映させた提言の事務局案であり、中間まとめの段階から変更した部分については下線で示してある。

なお、大きな変更点としては、まず、資料2の6ページにある子どもの人権の記述で、下から5行目から6行目に、パブリック・コメントを受けて、「身体・生命の安全はもちろんのこと」という文言を挿入した。それと、16ページのプライバシーの侵害のところ個人情報の漏えい、商品化されて取り扱われているという問題についての記述を加えた。

また、同ページに婚外子、母子家庭に対する人権侵害という項目を1つ起こして、その差別についての現状を記述した。いずれも、このパブリック・コメントの中で出た意見を踏まえて修正した意見である。

事務局からの説明は以上である。

#### 【副座長】

まず、お手許の資料1、資料2について、何かご質問があればお願いしたい。

質問なし

質問がないようなので、中身の議論に入りたい。

本日は提言をまとめる必要があるので、資料2の第1章から順に押さえていくという進め方をしたいと思うが、そのやり方でよろしいか。

異議なし

それでは、パブリック・コメントを参考にしながら、ご意見等があればお願いしたい。最後でもあり、具体的にどういう文言、あるいは表現を盛り込めばいいかというところまで踏み込んでご意見を頂戴できれば後でまとめやすいので、よろしくお願いしたい。

まず、第1章には、特に下線が引いてあるところはない。第1章について、何かご意見は。第1章は、基本的な考え方であり、この委員会でも特に時間を割いて議論したところでもある。

なければ、次の具体的な問題として、第2章の各重要課題に進みたい。

先ほどの説明では、子どものところで、多分、最近の事件も受け、「身体・生命の安全はもちろんのこと」という形で、パブリック・コメントの意見を反映しているということだと思う。そのほか、女性、高齢者、障害者、それから同和問題などでも、一部、表現等に修正が加えられている。16ページではプライバシーの問題と、それから母子家庭の方からのパブリック・コメントも具体的にあり、婚外子、母子家庭に対する人権侵害の記述が新たにつけ加えられている。

#### 【委員】

女性の人権について、施策のあり方のところで、ジェンダーに基づく固定的な役割分担等にとらわれない姿勢も必要であるという文言は入れていただいている。性別役割分担を抑制するような動きが出ているので、その辺についてもう少し論じるべきというのはパブリック・コメントにもあるが、施策のあり方としてはこういう言及でいいと思う。その直後の保育・学校教育のところで気になるところがある。委員会の中でも早い段階で言っていたと思うが、「性差や個人差に留意した発達段階を踏まえた男女平等教育の推進」という記述があるが、これは「性差にとらわれず、個人差に留意した発達段階を踏まえた」としないと、性差に留意するというのは、むしろ意味としては逆になってしまう。これは表現を直していただきたい。

#### 【副座長】

私自身もその点について発言したと記憶していたので、私と座長が事務局と議論したときに同じ質問をしたところである。この点、趣旨としては、今の発言の趣旨に沿って事務局でまとめられたと理解してよろしいか。趣旨としては性差に基づく固定的な役割分担にとらわれない視点を基本として押さえているという理解でいいと思うが。表現をこのまま残すとよくない。

#### 【委員】

今のままの表記だと、性差に留意するというのは、80年代ぐらいの特性教育で、男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしくというアプローチを意味してしまう。むしろ「性差」を取って、「個人差に留意し、発達さを踏まえた男女平等教育の推進」とするか、「性差にとらわれず個人差に留意した」と表現するかのいずれかにしていただきたい。

【副座長】

今の点については、ご指摘があったように、選択肢としては2つで、「性差や」を削除するか、「性差にとらわれず」という表現の変更をしたいと思います。

【委員】

子どものところで、パブリック・コメントを受けて追加している文言は、文言そのものとしてはいいが、ちょっと文章の流れとして行ったり来たりしている印象を受ける。「権利条約においても掲げられているように、子どもは単に保護・指導の対象としてのみとらえられるのではなく、身体・生命の安全はもちろんのこと、自らを表現する権利や参加する権利など、基本的人権の享有主体として尊重されるとともに」となっているが、どちらかといえば、「子どもは」の直後に「身体・生命の安全はもちろんのこと」を持ってくる方がわかりやすいのではないかと。ちょっと対案が浮かばないのでぜひ補足していただきたいが、子ども権利条約では、従来、子どもを保護・指導の対象にとどめがちだった点を、意見を表明する権利や参加する権利の主体でもあることにまで踏み込んだことが特徴だと思うので、その2つは繋がっている方がわかりやすいと思う。

【副座長】

確かに、言われたように、自らの意見を表明する権利云々というのが12条に掲げられているが、人権規約でも生命の権利というのは、規定の第6条第1番目に出てくる。当たり前の話であるが、これがまず確保されなければ、その後の基本的人権というものが実現されないのだから、確かにこの身体・生命の安全の部分は、論理的には前の方にあった方が座りがよくなる。

すぐには私も対案が出てこないが、今言っていた趣旨に即して、もう少し記述の順序を考えたい。

【委員】

児童の権利に関する条約の4原則では、まず生命・身体の安全があって、更に大人の保護とか愛情の対象、参加する権利の主体というのが流れなので、そのように記述していくといいのではないかと。1つの文章で書くと難しいかもしれない。

【委員】

条約の4原則が何であるかを挙げていくような形で書く形でもいいのかもしれない。

【副座長】

この点は後で事務局と協議したい。他に、特にご意見がなければ、16ページで、今回のパブリック・コメントを受けて追加した部分の確認をしたい。

16ページのプライバシーの侵害では、実際に行政・民間を問わず、年齢や家族構成などの個人情報漏えいしたり、それらが商品化されて取り扱われるという問題が発生しているということ、そして婚外子（非嫡出子）や母子（父子）家庭に対する差別があり、就業面等で厳しい状況に置かれている問題などがあるということがある。この2点について、パブリック・コメントでご指摘を受けている。それを生かす形で我々の提言に反映をしたいと考えている。これについてはいかがか。

【委員】

パブリック・コメントに書かれている婚外子の問題の趣旨とここに書いている内容が少し違っている。国連の子ども権利委員会が日本の政府に勧告した内容は、婚外子という法律上の差別があるということだ。つまり、出生によって子どもの戸籍の記載とか、相続分のところで差別があり、また非嫡出子という言葉自体の法律上の差別があって、それが社会生活上の差別を生んでいるということを行っているのであって、この記述だと実生活上の差別しか触れてない。確かに法律上の差別の部分は国の政策によるところである、このパブリック・コメントも、私が本文を読んだ限りではそのことを言うておられると思うので、少し趣旨が違うのではないか。

【委員】

趣旨が違うというか、婚外子のことと母子（父子）家庭ということとは別々に分けるべきではないか。

【委員】

確かに、項目を2つ分けて、法的な部分での課題も含めた婚外子差別の問題と、実態と

しての母子家庭，父子家庭が就業面等々での差別の問題とを分けて書いた方がはっきりするかもしれない。

#### 【副座長】

ただ今，2つのご指摘があった。

1つは，婚外子，母子（父子）家庭に対する人権侵害を1つでくくっているが，これを2つに分けて書いてはどうかという点であるが，確かに必ずしも同じくくりの中で論じられないという問題がある。分けるとするなら，母子（父子）家庭に対する差別があり，就業面で厳しい状況に置かれているというのはこのままでよいのではないか。

問題は，その婚外子のところだが，確かにパブリック・コメントをいただいた方の文章を読むと，今，ご指摘があったように，民法900条のただし書きのように相続差別の問題があり，これは座長がかかわっておられる規約人権委員会が，日本政府からの報告書に対して，最終的な見解，総括所見として言及している点である。ただ，これは法律の話であるため，実際に我々の委員会で作成する提言になじむ表現というのは案外難しい。

これは報告書を作る側とか，法制審議会などでは，それに賛成しており，意見がその方向に向いている。そして，ボールは国会に投げられているのに，国会の先生方が全然動かないため，実際に政府報告書をつくる側も非常に困っている。政府としては議論が固まっている。実は，民法が制定されたときに付帯決議があったのに，五十数年の間，付帯決議のままで動いているという状況がある。そういう状況がある中で，この京都市人権文化推進計画の提言の中で婚外子の民法上の規定について云々するというのはなじまないところがある。そのあたり，どのように提言としてなじむような形でまとめるかが難しい。

#### 【委員】

書き方としては，婚外子に対する差別，婚外子についてはいろいろと勧告なども出ているし，国としても基本的には是正の方向ではあるが，まだそれが実際，変わっていないし，実態として差別も社会の中に残っているという書き方がいいのではないか。どうあるべきかということよりも，指摘を受け，課題としても掲げており，国の報告書などのように大きな方向性としても変えようとなっているのに，社会自体にはまだ差別が残っているという現状があるので，制度的な部分だけではなく，その差別はまだ残っているんだというような記述で言及してはどうか。

【委員】

婚外子については法制度上の問題も指摘されているが、やはり実生活においてもこういう差別が存在するというような書き方にしてはどうかと思う。

【副座長】

お陰でイメージが湧いてきたので、今の意見を受け、それを生かす形にしたい。文章表現については私と事務局で後ほど詰めたいと思う。

【委員】

今までの会議の中であまり具体的に言及しなかったが、その他の課題の中に、性同一性障害者という項目が立っている。社会的には、性同一性障害者の手術が可能になったりした部分で関心が高まっているが、一方で同性愛者など性的少数者の問題は非常に多岐にわたっているので、できればこの項目は、性的少数者という立て方にして欲しい。性同一性障害者の記述はこのままでいいので、その下にもう1つ増やして、その他にも同性愛などの性的少数者に対する理解が社会ではまだまだ進んでいない現状があるといった書き方をして、項目としては分離していただきたいと思う。

【副座長】

今の意見は、要するにここでは性同一性障害者と特定されているが、実は性的志向、セクシュアル・オリエンテーションというものについての差別もあるので、今のくくりを広げ、性的少数者として、セクシュアル・オリエンテーションに対する差別の問題を提言の中に生かせないかというご趣旨かと思う。

【委員】

短く、1行ぐらいで、この他にも性的志向などにかかわる社会的な理解がまだまだ弱くて困難な状況があるというぐらいの書き方でいいので言及していただきたい。

【副座長】

私も以前に勤めた大学で国際交流センター長という役を務めたことがあるが、ロンドン

大学との間で結んだ協定について、先方から、ある日突然、協定を改定したいという申し込みが来たことがあった。改定部分がどこかということ、人種とか性別で差別してはいけないという中に、セクシュアル・オリエンテーションを入れるということであった。ロンドンの大学では、どの国の大学と協定するに当たってもそのことを要求しているとのことだった。確かに日本の場合、そうしたセクシュアル・オリエンテーションについての差別感が残っているところがあるので、今まで出てきていない部分ではあるが、委員の意見を踏まえてどれくらい書き入れるかを事務局と相談したい。

#### 【委員】

外国人のところで、実際にパブリック・コメントを出された方とたまたまお会いする機会があり、直接聞いたことがある。資料の1の22番に、外国人についてというのがあるが、大テーマで外国人と挙げているのに、その中身の文言が全部外国籍市民となっている。確かにどうなのかなと思った。ただ、京都市の行政の中で、「外国人」という言葉が使われるものなのかもしれない。大テーマを外国籍市民に変えてしまってもいいかどうかはわからないので、使い方の違いについての説明があればいいのではないか。もう一つは、保育・学校教育の3点目で民族的自覚の基礎の涵養という言葉がわかりにくいという意見があったが、確かにちょっとわかりにくいと思う。これにも注をつけて、例えば在日コリアンの子たちの教育の中で、実施している具体的なことがあれば、コメントとしてつければ想像しやすいのではないかと思った。

最後に、今後の施策のあり方に、外国籍市民の高齢者についての支援というのが1つも触れられてない。高齢者の方が外国籍であるということで、様々な支援が受けられないということはよく聞くことなので、ぜひここに入れていただきたいと思う。

#### 【副座長】

今、挙げられた3点のうちの2点は、実は先回もちょっと議論したところである。外国人というくりがいいのか、あるいは外国籍市民という形がいいのか。もう1点の民族教育のところについてもご意見があり、ちょっとわかりづらい。バランスのとれた記述はされているが、ちょっと表現上わかりづらいのではないか。

それから、外国籍市民の方で高齢者の介護の問題という部分が欠落しているのではないかとのことだった。特に言葉とか習慣とかという問題もあって、実際に外国籍の高齢者



施設の必要性については、今まさに起こっている問題だと認識している。確かにこの中に具体的に書き込まれていないので、そうした問題をうまく生かせるようにしたいと思うが、まず、1番目と2番目についてのご質問もあるので、事務局からお願いしたい。

#### 【事務局】

京都市においては、京都にお住まいの方については外国籍市民と呼んでいるが、この中の外国人というのは、むしろ京都に市民としておられる方以外にも、京都に観光等で来られる方のことも含めて外国人というくくりをしていると理解している。

ただ、外国籍市民の方にかかわる文章がほとんどなので、どう使い分けるかを考える必要があるかもしれない。それと、先ほどの2点目であるが、この点は私も注をつけて、どういう具体的な説明をできるかというのは、今、適切な例を出せない。

#### 【副座長】

1点目は、前に議論になったときに、外国籍市民という表現が基本的に京都市で使われているのだということは確認をした。外国籍市民というよりも外国人という方が、より広く権利の享有ができるのではないかとということで、外国人という表現を選ばせていただいた経過がある。例えば、日本も入っている国際人権規約の27条に、少数者の権利という規定がある。この中には、宗教的な儀式を行う場合、例えば観光都市として京都市に観光で来られた人たちが、例えば金曜日が礼拝のためどこに行けば礼拝ができるかとか、他の宗教を持つ方たちにも十分対応できることが求められている。そのためには、外国籍市民でなくても、京都市にかかわっている外国人の人たちにもそうした権利の享有主体として認めるといふこととするためには、外国人の方が広いのではないかとということだった。

2番目の点は、確かにどのような注をつけるか、どういう言葉で表現すれば、もっとわかりやすくなるのかを考えたい。

#### 【委員】

今、言われたことはとてもよくわかる一方で、でも、実態として外国人というよりも外国籍市民というの方がウエートを占めるというのもあるので、例えば併記するというやり方を検討してはどうか。字数が増えるが、外国人・外国籍市民という形にするという方法もある。個人的な印象かもしれないが、人権意識ということを示していく上で、外国籍

市民の方々というとならえ方の方が、どちらかという外国人という表現を使うより踏み込んでいる感じがする。

従って、広くカバーしている部分と、踏み込んでいる部分とをどう打ち出すのかということになると思う。本文中でも外国籍市民という言葉がある以上、可能であれば併記というのができないものかと思う。

今、民族的自覚の基礎の涵養云々というところを見ながら、その上の項目の国際協調の精神というのが気になった。国際協調というよりは外国人という感じになるかなと思った。外国籍市民というのは施策のあり方の中でも使われている言葉であるが、多文化共生社会という感じが私の中でイメージとしてあり、外国人で日本に来てる人という国際協調、国際という感じがする。日本で生まれて育った外国籍市民の方との付き合いということ考えたときには、国際協調というよりは多文化共生ではないかと思うので、ここも表題のつけ方とも結構リンクしてくる。書いてある文章としては、「民族や国籍の違いを認め、相互の主体性を尊重し」なので、多文化共生という言葉で書いてもいいと思った。その上で、先ほどから悩んでいる民族的自覚の基礎の涵養というところについては、具体的な取り組みを書くか、その項目の初めで、日本人児童・生徒の民族的偏見を払拭しという書き方があるので、それに対峙するならば、それぞれの民族的自覚というよりは誇りというか、尊厳という表現がいいのか。自覚より、もう少しポジティブな表現を使う方がいいのではないか。民族的自覚の基礎という割にニュートラルな言い方よりも、自らの民族に誇りを持つことができるという書き方をすることで、もう少し明確になってくる。取り組みを書くという方向とは違うかもしれないが、わかりやすくなるのではないかと思う。

#### 【副座長】

それでは、1つ目の外国人という表現と、外国籍市民という表現については二者択一的に考えるのではなくて、外国人・外国籍市民というようなくりの可能性について、後で事務局と相談して具体的にその提言を生かしていきたいと思う。

2番目の部分は、国際協調の前にある表現で、ともに生きるという部分が共生社会ということ表現しているというのが、我々がこの前に議論したときの理解だったが、もう少し多文化共生社会的なイメージをうまく表現する方法について、考えさせていただきたい。

3つ目の、民族的自覚の基礎の涵養、この自覚という表現がややニュートラル過ぎるということだったが、今、対案として出たのは、例えば民族的な尊厳とか、あるいは民族的誇

りとかというような言葉ということだった。孫委員が言われたのは、例えば、もう少し表現の変更だけじゃなくて、言葉を少し足した方がいいということだった。

【委員】

誇りというと、あまりにもそれを強調し過ぎるような気もするので、このままの表現に加えて、それはこういう意味だということをつけ加えたら分かりやすいのではないか。

【副座長】

今のご意見を踏まえて、できるだけそのご意見の趣旨を踏まえた表現を考えさせていただくということによろしいか。

【委員】

また戻って申しわけないが、7ページの高齢者のところで、家族の中に「等」と書いてあるからいいかもしれないが、高齢者の場合の特性ということで、経済的な差別ということに触れる必要があるのではないかという気がする。商取引の関係で、非常にうまく取り入って、現実に食い物にしている問題もあるが、それとは別に家族自身が年金を当てにして、搾取するような実態もある。我々は権利擁護事業としてある程度、そのようなことのないようにお手伝いをしているが、なかなか、ぴったり該当するということがないので、非常に課題になるのではないかと思う。その部分に手を入れていただければありがたいと思う。

【副座長】

高齢者のところは宿題が2つ出た。外国籍の高齢者の方の介護あるいは現状の問題、それから高齢者全体として、経済的な差別の問題ということだった。どういう形でうまく書き込めるか、これも事務局と相談しながら、今のご意見を反映させていきたいと思う。

【委員】

そのほかの課題で、犯罪被害者等のところだが、ここでは、マスメディアの二次的被害に言及されているが、それ以外にやはり犯罪被害者に対する社会の理解や支援が不十分であるということも入れていただきたい。今回、パブリック・コメントでもそういうことに

触れられている。この問題では、市民としては、一番そういうことがしやすいと思う。

【副座長】

パブリック・コメントの17番のところで、今、ご指摘になったことが書かれている。この問題については、提言の中に直接盛り込むということではないが、できるだけ施策としてできることは実施していきたいと判断をした。

【事務局】

実際にこのパブリック・コメントを書かれた方から、別の機会に話があって、直接私も話を聞かせてもらった。この方自身も犯罪被害者の方の相談をボランティアで受けておられ、やはり社会の理解とか支援が必要だということだった。この中にも入っているが、そういう視点は必要ではないかと我々も考えている。

【副座長】

それでは、犯罪被害者等のところに、犯罪被害者に対する社会の理解がまだまだ十分ではないというような趣旨の文言を加えるという形で、提言の中に反映させたいと思う。

それでは、時間の関係もあるので、第2章はこれで議論を閉じさせていただきたい。次に第3章の施策の推進と重点項目というところで、17ページに、表現上の問題として「重点項目に基づいた」というよりは、「重点項目を推進する上で」という、より積極的な表記をしようという変更がある。それ以外は、パブリック・コメントでいただいたものがすでに掲載されているという理解だと思う。

パブリック・コメントの中には、この「啓発」という言葉がどうも高みから見ているようだというご意見もあった。ただ、この教育・啓発という言葉はかなり定着しているので、高みから見ているという趣旨ではなく使っているとご理解いただきたいと思う。

【委員】

私はそろそろ変えたほうがいいと思う。今まで啓発と言ってきたから、今後も使い続けるのではなくて、やはり啓発にかかわる行動、施策のあり方も含めて、変えていくべき。言葉なんてどちらでもいいとは思っているが、啓発という言葉には同じようなことを感じてしまう。

#### 【委員】

今、人権啓発の分野で、その意味についての発言であるが、教育・啓発の初めの人権教育・啓発で、重点項目の、人権教育は、家庭教育、学校、地域での人権教育、社会教育とくくられており、それを全体として生涯学習社会とする言葉使いの方が適切ではないか。京都市の教育委員会の施策でも、詳細はわからないが、社会教育という言葉より生涯学習という言葉積極的に使うようになってきているのではないか。以前は割に学校教育と社会教育という言い方だったが、今は生涯学習社会という言い方になってきて、人が生きていく中で学んでいくということが強く言われるようになってきている。(1)のアの目的のところ、「乳幼児から高齢者に対し、それぞれの段階における多様な教育・啓発活動を通じて」と書いてあり、趣旨としてはそういうことが書かれているが、生涯学習としての人権教育といった、もう少し生涯学習という言葉を出すような形で書いていただいてもいいのではないかと思う。

そのあとの重点項目では、ウの社会教育の中に「社会教育においては生涯学習の振興のための福祉施策を通じて」のように生涯学習という言葉も出ているが、もう少し全体を通じて、一貫してやっていくのだということを強調するために、もっと前の方で、生涯学習としてやっていくということを強調して、一文つけ足していただくといいのではないか。

#### 【副座長】

この人権教育・啓発の目的のところ、そういう生涯学習としての視点がなかったわけではないが、今、栗本委員からご指摘のように、後の社会教育との関係もあるので、生涯学習としての人権教育・啓発という視点を文章化するようなものを少し考えさせていただきたい。

#### 【委員】

文章に入れるかどうかは別として、行政からの啓発という形で学んだり、開いていくというよりも、市民一人一人が生涯において学ぶことを権利として持っているのだという打ち出しが必要なので、人権教育という点で生涯学習の言葉を積極的に入れていただきたい。ニュアンスとしても、人権を学ばないといけないと行政がいうのではなく、市民の学ぶ権利としてというトーンが打ち出されていいのではないか。

【副座長】

確かに、いろいろな年齢層の人たちが身近な問題から人権問題を考えてもらうという視点が大切であり、そういう趣旨を生かすような表現を少し考えたいと思う。

【委員】

少し小さなことだが、18ページの学校等における人権教育のところの、保育所・幼稚園で、子どもの権利条約に触れている。用語のことだが、6ページでは、児童の権利に関する条約と正式名称で書いてあるのに、ここでは通称の子どもの権利条約と書いてある。子どもの権利条約の方がなじみがあるし、何かより主体的な感じがするので、子どもの権利条約で統一をしていただいた方がいいのではないか。

【事務局】

子どもの権利条約に統一したい。

【副座長】

それでは、6ページの「児童の権利に関する条約」という表現を「子どもの権利条約」に訂正させていただく。

【委員】

21ページのbで、文中に参加型と体験型となっているが、ワークショップを説明するときは、参加体験型学習という言い方をする。参加型事業とか体験型事業というのは、それはそれで使うとは思いますが、こう書くと何か参加型、体験型に分けるといって、積極的な意思を感じる。参加体験型でも差し支えがなければ、いわゆる人権教育・啓発がメインのワークショップでは、参加体験型学習という言い方がいい方があると思う。

【副座長】

要するに、こういう参加型、体験型ときっちり区切られた概念の事業というのはないので、参加・体験型という表現のほうが望ましいということかと思う。

【委員】

中点もなく、参加体験と使うことが多いと思う。他での言葉遣いがどうなっているかを当たってみるが、特に強い意図がないのであれば、一般に使われているものにした方がいいと思う。

【副座長】

それでは参加・体験型事業に変更させていただくこととする。

【委員】

同じところで、「NPO等で試みられている」と書いてあるが、NPOは注がなくでいいものかと気になった。カタカナ言葉のノーマライゼーションには注がついているので、補った方が喜んでいただきやすいのではないかと。

【副座長】

確かに、今さら聞けないということが結構ある。この冊子もいろいろな各界・各層の方々にお読みいただきたいので、ご意見をいただいたように、NPOについて注釈をつけるということとしたい。

【委員】

多分、市で、市民活動の施策で使っておられる注があると思うので、それを使われてはどうか。

【委員】

片仮名が弱いタイプとしては、ワークショップというのが一番わからない。まあ聞かなくてもいいかと思いついてしまっているだけで。

【委員】

これもちょっと注を付けた方がいいかもしれない。

【副座長】

付ける方向で検討したい。ほかに第3章の2の保障，3の相談・救済のあたりで何かご意見はないか。

【委員】

18ページの人権教育のところの家庭教育だが，この行動のところでは，最初の部分は，親自身が偏見を持たないということが大事だから，親を教育するということが書かれている。次の父親の家庭教育への参加とか，子育てに不安とか悩みを抱える親等への支援に対する充実を図る必要があるというのは，どこにかかってくるのか。何回読んでも，意味がよくわからない。

これは上の段にかかってくるのか。そういうふうに家庭が大切だから，父親，母親だけに，特に父親への教育への参加……。それと，次の子育てに不安や悩みを抱える親は子育て支援の問題だと思うが，それは家庭の中での虐待の問題で，虐待予防をどうするかというところでも言われるところなので，聞いていると何かおかしいかなというのもある。

【副座長】

1つの文章に荷物を2つも3つも乗せているので，わかりづらいかもしれない。もう少し文章を切って，分かりやすくなるように表現上の工夫をしたい。確かに父親の家庭教育の参加という問題と，子育てに不安や悩みを抱える親の問題という，別個の問題を一緒に記述しているようなので工夫したい。

ほかにご意見がなければ，次の第4章，計画の推進という章に移りたい。ここは特に下線等が引いてないので，先回おまとめいただいた中間まとめのままであるが，パブリック・コメント等を受けて，委員の方々に何かご意見等があれば願いたい。

【委員】

第1回目のときに委員会の最初から傍聴していただいていた方から，委員会会場は市関連を使ってはという意見があり，会場が転々とするようになった。しかし，その後も市で催されるほかの委員会の会場は，市民しんぶんなどで見ると，相変わらずロイヤルホテル，国際ホテルなど，ホテルを使っている。提起された問題点を根本から解決する姿勢ではない。この委員会ではこう言われたので，市の関連の施設を使う。ほかの会議では相変わらず。それでは根本の解決を図る姿勢がない。



それから、もう1つは、最初のころ、私が一昨年の市会で陳情書を出したのになしのついでで、請願書を提出したのに未だに採決の結果報告をいただけていないことをこの人権文化推進委員会で発言した。それは何かの手違いで届かなかったのではないかと考えていた。このような市がしている会議で発言しているのだから、その後、何かの手違いで届かなかったようだと、採決の結果報告をいただけるのかと思ったら、とうとうお返事をいただけなかった。ということは、連携していないのではないか。人権文化推進委員として声を大にして言いたいのは、この立派な計画ができれば、実施に向かって取り組んでこそ意味がある。

それと、もう1つ、私が申し上げていた外国人の問題もものすごく残念で仕方がないが、同和問題でパブリック・コメントの中では、シングルマザー、母子家庭、父子家庭の方が、この時代が抱えている最弱者ではないかという意見を載せていた。この時代が抱える弱者とともに歩んでこそその歴史ではないか。得た特権をさまざまに当てはめて、弱者をなくすことこそ先人の意志活性ということになるのではないかと思う。ホームレスの方にとってもそうであり、すべてのものを一緒にということ、私は初めから言ってきた。これをこれからもずっと監視というか、進行管理に参加できるように取り計らっていただきたいと思う。どうぞ無駄にしないで、よろしくをお願いしたい。

#### 【事務局】

先ほどの請願の問題だが、請願の照会をされた議員に対し、この委員会におけるご発言のことを伝えた。その対応が、その後どうなったかということ、我々としては聞いていない。その辺の対応はさせていただいたと思っている。

#### 【委員】

それではだめだ。伝えただけでは。ここで再々言っているのだから。ここで個人的に私に言っていただいてもよかったと思うが、伝えただけでなく確認をして欲しい。ないということ、ここで2回ほど伝えている。議員に伝えただけでは、たらい回しと一緒に、結果を確認するといったことが大事だと思う。そして今後活かしていかないと、この委員会がただ話し合ったというだけの会議になってしまう。

#### 【副座長】

第4章の計画の推進の中で、そのほか特にご意見はないか。

【委員】

今、委員が言われたことは、多分、推進体制の(1)のところの2で、関係機関団体との連携というのに関わってくる。(1)の推進体制で、縦割りにせず、しっかり人権の視点から庁内の調整を行う機能を強化するというのが提言の中に入っている。それと最後の評価の部分で、体制をしっかり強めて、きちんとそれが実行されているかというのを外部も含めてチェックをしていくということになると思う。抽象化されているが、反映がされているのかなと思いながら聞いた。

ちょっと気になることとして、4章の1,(2)に職員研修というのがある。これはその直前の3章の相談・救済の部分と、どちらに入れるべきなのかと思う。今までの委員会でも発言したが、国連人権教育の10年などでも、公務員に対する人権研修の強化ということを中心項目として挙げられている。その意味からして、この職員研修の文章だと、人権問題にかかわりの深い職員の研修についてという、わりと限定的な書かれ方になってしまっているのがとても残念である。

むしろパブリック・コメントの29番に厳しい書き方が出ているし、5の10番でも、政治的な公権力ということと言及されている。なぜその人権教育の10年の中で公務員に対する研修が重要と言われているかということ、やはり公権力の行使主体であるということである。人権施策、人権の問題にかかわりの深い職員の研修は、今までもやっておられるので、どちらかということ、個別の具体的な細かいパブリック・コメントの中にもあったが、人権という名称が付かないいろいろな施策に携わる、すべての職員の皆さんが、自分たちが市民の税金を使って施策を実行していくということの重みではないか。

非常にきつい言葉だが、やはり公権力の行使に当たるのだという自覚のもとに、その行使のあり方が市民の人権を尊重するあり方になっているのかを、厳しく問いただしていきながら業務に携わることが求められていると思う。やはり、もう少しここは踏み込んだ書き方をしていただきたいと思う。

具体的な文言の検討はお任せするが、広く職員全体がもっと公としての自覚を持って当たるべきであるとしていただきたい。それが、多分、救済のところでも影響してくるのではないかと。信頼性の向上のあたりにもかかわってくる。

【副座長】

人権教育のための国連10年京都市行動計画という、最初にいただいた資料を持参してきたが、そこでは我々が今議論している提言よりも少し広く、栗本委員のご意見のように、本市職員に対する人権教育の推進となっている。確かに28ページの人権問題とかわりの深い部署ということになると限定的なイメージを与えてしまうので、京都市の職員の研修強化、市職員全体ということの趣旨が生かされるように表現を工夫したい。

【委員】

2番目にそういう感じのことも書かれているので、むしろそちらを前に持ってくるのもいいかもしれない。

【事務局】

弁解になるが、前の検討委員会で、特に人権に携わる職員についてはしっかりとした人権意識を持って欲しいというご意見もあったので、それを意識して括弧の中に書かせていただいたものである。今、言われたように、もともと公務員全体が、人権という視点を持って業務に当たるべきという研修は当然必要なもので、もう少し、記述の仕方を考えさせていただきたい。

【副座長】

それでは、順序等を含め、ちょっと検討させていただきたい。

他にはいかがか。

【委員】

評価のところだが、評価というのはすごく難しいと思うが、進行管理や評価をするときに、行政がどれだけのことをしたかという報告はあるが、実態が例えばどう変わったかというデータがいつもない。例えば、先ほど高齢者の経済的な問題とかの発言があったが、高齢者の被害がどのくらいあって、それがどのくらい解決したのかとか、そのシステムがどう反映されたのか、また市民の実態調査といったものをやられるお考えはあるのかどうか。これとは関係ないのかもしれないが、ここにも必要に応じて調査を行うと書いてあるので、行政側の達成率だけではなくて、実際の市民側から見た実態調査を考えられている

のかどうかお伺いをしたい。

【副座長】

今のご発言について、すぐにその議論を取り上げたいが、本日出席いただいている文化市民局長が、市会の関係でこの委員会を離れねばならず、柴田局長から皆さんに一言お話ししたいとのことである。

【柴田局長】

誠に申しわけないが、今日は最終回でもあり、最後まで出席して御礼のご挨拶を申し上げるつもりであったが、急に、市会のことで緊急に対応しなければならない事態が発生してしまい、退席させていただくことになった。

委員の皆様には、この1年間、本当に熱心にご議論いただき、多岐にわたる人権の問題について、きちっとしたご議論に基づき、本日、まとめられようとしている提言をいただけるということになった。本当にお忙しい中を出席していただき、かつ毎回、大変熱心に長時間議論していただいた。

私どもは提言をいただいたら、それを無にすることなく、できる限り新しく策定する市の計画の中にそれを生かしていきたい。また、策定して終わりというものではなく、今も幾つかご指摘があったように、それをきちんと推進していき、進行管理もしていきたい。このことが大切であるので、肝に銘じて取り組んでまいりたい。委員の皆様にも、今後、これを遂行するに当たって、様々な形でご協力・ご支援をいただけたらありがたいと思っている。

【副座長】

それでは、今、29ページの進行管理と評価のところ、1の進行管理について、委員から質問があったので、事務局から説明願いたい。

【事務局】

この評価のところに、必要に応じて調査を行うものがある。予算的な問題もあるが、5年前には人権の問題を市民がどのように認識しているかについて意識調査を実施した。来年度についても、今までの国連10年の行動計画で取り組んできた結果がどのように市民

の意識に反映されているかを中心とした意識調査をする予定で考えている。

それ以外に、いろいろな各人権課題を所管する部署でも実態調査を行っている。そうした機会にも、所管課と連携することにより、人権の視点での市民の思いや、いろいろな今の実態を把握していきたい。

#### 【委員】

直接この提言にかかわることではないが、市民に対する意識調査はあちらこちらの自治体で実施されているものの、職員自身の意識調査というものがどうされているのかということが書かれた論文を最近読んだ。先ほど私が申し上げた公務員の方々の人権意識にもかかわるが、やはり研修をやる前にどういう意識なのかという現状把握があって、その上で適切な研修というのができたらそれにこしたことはない。この提言に書いて欲しいということではないが、アイデアとして、今後そういう調査などをされるときには、市の職員に対する意識調査などもあっていいのではないか。

#### 【事務局】

実は、この28ページの下から2番目のところ、職員研修による効果の把握という記述がそういうことを想定している。人権の研修を受けて、実際の人権意識がどう変化するかというようなことを検証していく方法として、具体的には職員に対するアンケート等を中心として考えている。

#### 【委員】

その論文に書かれていたのは、結果が公表されている調査は少ないということだった。特に、市民対象の調査については、市民にご協力いただいていることもあり発表されているが、職員に対する意識調査は、実施されているかもしれないが、広報された資料としてなかなか入手できるものがないということだった。実施していることを、市民にきちんと伝えていくという点からも、意識の実態を把握したうえで、調査結果に対してはこのように研修しているのだと市民に伝えるのがいいのではないか。これは提言に書くというよりは、ご意見としてお伝えしたい。

#### 【副座長】

確かに職員研修は、事前に職員の方々のニーズを踏まえた上で、それに即したプログラムを多分やっておられると思うが、研修に出られて、それが具体的にどう生かされたかというフォローアップをやっていただき、部内秘ではなく、公開できるものはできるだけ公開していくという方向を持たしてほしいというご意見だと思う。よろしくお願ひしたい。

#### 【委員】

このパブリック・コメントに関して、資料の中で、対応として二重丸や三角が書いてあるが、いただいた31件のそれぞれの方に対して、どのように対応したとか、対応されていない場合でも、それについてはどう考えるかといったような回答がしていただけたらいいと思う。というのも、全然自分の思いが採用されてないので嫌な思いをされたら、せっかく協力していただいた方に申し訳ないので、大変な作業だと思うができればお願ひしたい。

#### 【事務局】

今回のパブリック・コメントは、提出時に具体的な住所等を書くことを義務づけていない。中にはお返しできる方もいるが、多くは行政区しかわからない。パブリック・コメントの冊子の最後のところには、個別の回答はしないとの注意書きを入れてある。パブリック・コメントで出た意見には、提言に直接反映しきれなかったもの、つまりかなり具体的な例といった、提言になかなかなじまないようなものもあった。しかし、それは検討委員会からの提言の中に、パブリック・コメントを紹介し、意見として行政に伝えていくという形で、思いが反映できたらと思っている。そのあたりはまた座長とも相談させていただきたい。

#### 【委員】

この委員会の議事録が公開されているので、その中で、意見についてのやりとりのあったことが明らかになる面もある。他のものについても、ちょっと具体的過ぎるのは提言になじまないとか、提言の中に適宜反映されていると考えているという考え方を書き、個別の対応でなくても、議事録の中であったり、ホームページなどで、何となくわかるような形にしておくといいのではないか。結構、詳細に意見を書かれている方もおられるので。

【事務局】

今日のこの資料1については、ホームページでも公開する予定にしている。

【副座長】

どうしても二重丸，丸，三角の印がついていると，取り上げられなかったということだけが強調され，誤解を招くが，先ほどもご説明があったように，提言の中に反映しないまでも，できるだけそのご意見は行政に反映できるように対応したいという趣旨なので，そのところがうまく伝わる形でホームページに紹介していただければと思う。

ほかになれば，一応これで第1章から第4章まで，我々の提言について，多少宿題は残ったが，委員会としての考えはまとまったと思う。今日，出していたご意見に基づいて，文言の修正，あるいは調整等は私の方で預らせていただいて，事務局とこの後，協議を行い，その後，最終提言を作成するというご了解いただきたい。よろしいか。

異議なし

それでは，本日をもって，この委員会のすべての議事を終了する。先ほど局長からもご挨拶があったが，委員の皆様には，毎回，限られた時間の中で熱心にご審議いただき，また，当初，予定になかった委員会の1回追加もあって，今日，委員長にご出席いただけなかったという状況もある。しかし，これまで各委員の先生方が皆，円滑な議事進行にご協力いただいたことに，委員長に代わってお礼を申し上げたいと思う。

我々の作業は，この委員会として提言をまとめることであり，京都市ではこの提言を受けて，新しい計画をつくられる。提言はパブリック・コメントを踏まえたものでもあるので，それをしっかりと受けとめていただき，本当に一人一人が生き生きと暮らせるまちづくりに励んでいただきたい。先ほどご指摘があったように，策定したら終わりということがないよう，この提言を施策に生かしていただきたい。それがこの委員会に参加していただいた各委員の方々の正直な思いであろうと思うので，よろしく願います。

それでは，市に進行をお返すする。

【事務局】

局長が都合で退席させていただいたが，改めて一言お礼を申し上げたい。

先ほど，副座長からお話があったように，当初6回の委員会を予定していたところ，1回開催回数を増やしていただき，熱心に人権そのものについての議論をしていただいた。

今日の皆さん方のご意見を早急に事務局で、副座長と調整のうえとりまとめ、本市にご提出いただく段取りをしたいと思う。

この提言と並行して、本市の計画案を準備しており、今年度中には、提言をいただいたら間髪入れず京都市の計画としてまとめていきたいと思う。冊子等になる時期は、少し先になるかと思うが、速やかに皆さん方にお送りさせていただく。懇話会等も17年度から開催したいと考えている。またご無理をお願いすることがあるかもしれないが、その節にはぜひともご協力賜るようお願いしたい。

**【事務局】**

それでは、この委員会を閉じさせていただく。